

江戸時代初期における武家女性の呉服注文関連資料 と呉服注文の実態

—慶長7年（1602年）『御染地之帳』の記述からわかること—

長崎 巖

はじめに

本論文は、平成28年度総合文化研究所研究助成「千代田城大奥女性の服飾に見られる特徴と大奥における呉服注文の実態に関する調査研究」の成果の一部をなすもので、千代田城（旧江戸城）が建設される時期に当たる桃山時代末期から江戸時代初期において、千代田城大奥を代表とする広大な城郭内で生活を営んでいた武家女性が、どのようにしてその特徴的な衣服を発注・入手していたかを明らかにしようとするものである。なお、本研究の両輪をなす大奥女性の服飾文化、すなわちその衣服としての特徴や着用規範に関する研究成果は、また別稿をもって紹介したいと考えている。

雁金屋呉服関係文書

千代田区の名のもとともなっている千代田城は、もと「江戸城」と呼ばれ、太田道灌によって築かれたが、後に後北条氏の北条氏綱の支配下に入る。天正18年（1590年）、豊臣秀吉の小田原攻め（小田原征伐）の際に開城。秀吉によって後北条氏旧領の関八州を与えられた徳川家康が、駿府（静岡）から転居し江戸に入った。家康が入城した当初、江戸城は道灌の築城した小規模な城であり、かつ築城から時を経ており、荒廃が進んでいたため改築が行われたが、大規模な普請がなされたのは、関ヶ原の戦いによる家康の政権掌握以後のことである。慶長8年（1603年）の江戸開府以降、家康は天下普請による江戸城の拡張に着手し、これは慶長・元和・寛永期を通じて行われた。

千代田城が完成に向かうちょうどこの時期に、本稿で取り上げる呉服商雁金屋の呉服関係文書が作られている。なお「呉服」とは、日本の伝統的衣服のことで、特に近世以降は小袖系の衣服（広義の小袖）のうち高級な衣服を指す言葉として使われていた。江戸時代には、紬・木綿などの織物あるいはこれらで仕立てられた小袖系衣服を「太物」と称したのに対し、絹織物・上布、及びこれで仕立てられた小袖系衣服を「呉服」と称した。

雁金屋尾形家は、江戸時代初期から中期にかけて活躍した呉服商で、特に江戸時代初期においては、三代宗伯（1631年没）が浅井長政の愛顧を受けたことを縁として、その三人の娘である豊臣秀吉側室淀殿（茶々）・京極高次正室常高院（初）・徳川秀忠正室崇源院（江）からも呉服注文を受けるようになったといわれる。またこれらの人々のほか、秀吉の正室高台院（おね）・豊臣秀頼・徳川家康・秀忠などからの呉服注文も知られている。

その後、宗伯の長男宗甫が継いだ尾形本家の雁金屋と、宗甫の異母弟である宗謙が継いだ雁金屋

は、ともに秀忠と崇源院の娘で後水尾天皇の中宮となった東福門院（和子、1607～78年）の呉服注文を受けることになる。こうした様子は、宗謙の次男である尾形光琳の息子寿市郎の養子先である小西家に伝わる雁金屋尾形宗謙家の宗伯・宗謙時代の呉服関係文書（現大阪市立美術館・京都国立博物館蔵）と、これとは別に伝来した尾形宗甫（新三郎）家の宗甫時代の呉服関係文書（現川島織物セルコン蔵）によって知ることができる^{（註1）}。

小西家に伝来した一連の雁金屋関係文書（山根有三『小西家旧蔵光琳関係資料とその研究』〈昭和37年・中央公論社〉に収録）の中には、万治4年（1661）及び寛文3年（1663）に東福門院及びその関係者から受けた呉服注文を記した『御画帳』、延宝6年（1678年）正月から9月までに東福門院から受けた呉服注文の内容を記した『女院御所様御用御呉服諸色調上申代付之御帳』のほか、慶長7年（1602年）に雁金屋が受けた呉服注文を記した『御染地之帳』^{（註2）}や、徳川秀忠夫人（江）付きの老女が雁金屋に発注した際の呉服注文書も含まれている。

徳川秀忠夫人付きの老女が発注した際の文書には、『小西家旧蔵光琳関係資料とその研究』で「徳川秀忠大奥老女呉服注文書」と呼ばれているものと、「徳川秀忠大奥呉服注文書」と呼ばれているものがあり、「徳川秀忠大奥老女呉服注文書」には更に、包み紙に「慶長十九年ゑとさま御あつらへふん」と記すものと、「女院様御用之節江戸様よりこふく代下しおかれ候御ちうもんとも也」と記すものの2種がある。

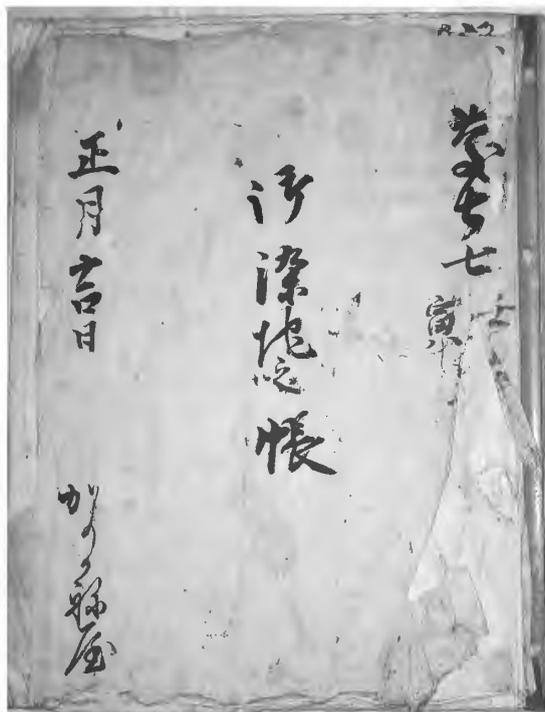
このうち前者は、慶長19年（1614年）、江戸から発注された将軍秀忠や大御所家康の呉服注文のほか、男性向の呉服注文を中心に、御臺所の呉服注文などをも記したものである。一方後者は、元和2年（1616年）に東福門院から呉服注文を受けた際に、江戸から受けた秀忠・家康等の親族男性、及び御臺所やその娘たち、また幼い親族たちのための呉服注文をともに記したものである。これらに対して、「徳川秀忠大奥呉服注文書」と呼ばれている資料も、制作年未詳ながら、注文内容や注文主（着用予定者）と推測される人々が前2文書とほとんど同じであることから、ほぼ同時期に制作されたと判断できる。

このほか、雁金屋関係文書には、元和9年（1623年）に東福門院自身と家中の女性のために注文された呉服、及び贈答用に注文された呉服の代金を請求するのに伴って、寛永元年（1624年）に制作された『女御様御めしの御ふく 同 御つかいこそて上申候帳』^{（註3）}や、慶長16年（1611年）以降、江戸大奥の老女刑部や民部を介して行われた呉服代金支払いに対する受け取りの控類なども含まれている。

『御染地之帳』の記述に見られる日付について

雁金屋の呉服関係文書のうち『御染地之帳』『御画帳』『女院御所様御用御呉服諸色調上申付之御帳』、川島織物セルコン蔵『萬御呉服繪之留帳』は、いずれも江戸時代前期の呉服注文の実態を窺わせる重要な手がかりを与えてくれる貴重な資料である。ここでは表記形式から、当時の呉服注文の様子を窺うことにする。

『御染地之帳』（挿図1-1）は表紙に「慶長七壬寅年正月吉日」と記されており、後述のような記



挿図1-1 『御染地之帳』(表紙) 京都国立博物館

長崎巖「江戸時代呉服関係文書の研究 - 呉服注文において呉服屋・顧客間で買われる文書の役割 -」『MUSEUM』634号(東京国立博物館・平成23年10月)より転載

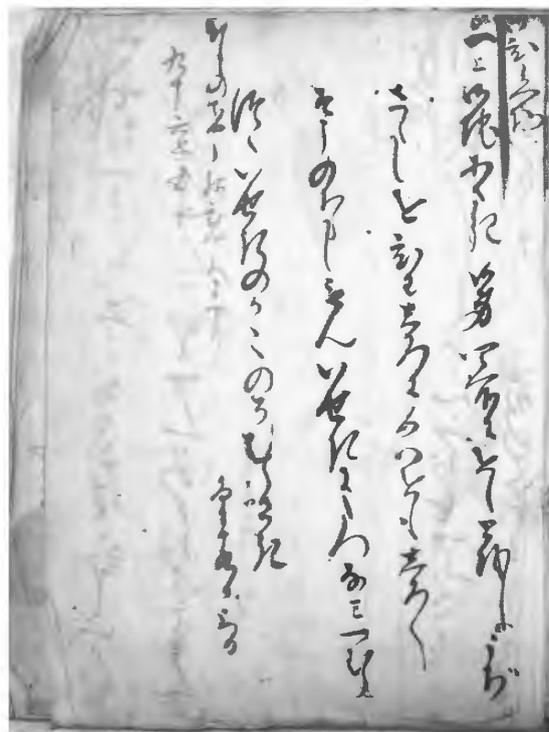
載内容から、慶長7年(1602年)に雁金屋が受けた呉服注文の一部をまとめて記した呉服注文台帳の一種と推測されるものである。

本紙部分(挿図1-2)では、注文された呉服の仕様を示す記述を挟んで右上には、注文主や注文を受けた日付と考えられるものが記されているが、その日付はどの注文にも記されているというわけではない。また仕様の記述の左下にも日付が記されており、これは呉服の仕上がり日または引渡し日と考えられる。

その二つの日付の関係に注目すると、注文日からでき上がり日または納品日まで約3ヶ月から8ヶ月の間があいている。ただ、中には「卯月(4月)九日」に注文し「同月二十八日」にでき上がったことになるものや、「卯月二十三日」に注文し「五月七日」にでき上がったことになるものがあり^(註4)、制作期間は非常に短い。これらに関しては、さらにその理由を検討する必要がある^(註5)。

その一方、左下に「卯月十九日上る」としながら、右上に「これハこそ(去年)の物」と記すものもあり、前年の慶長6年(1601年)に注文されたものがこの年(慶長7年)にでき上がることもあったことがわかる。しかし日付の無いものも含めて、『御染地之帳』は、基本的には注文を受けた順にその呉服の詳細が記されていると推測される。

各注文に記された仕上がり日あるいは納品日と考えられる日付は、同年では「三月二十九日」が



挿図1-2 『御染地之帳』(本文) 京都国立博物館

長崎巖「江戸時代呉服関係文書の研究 - 呉服注文において呉服屋・顧客間で買われる文書の役割 -」『MUSEUM』634号(東京国立博物館・平成23年10月)より転載

最も早く、「十二月十六日」が最も遅いが、書き出しからの注文日の順序と仕上がり日の日付の順序は一致していない。例えば、第1丁の表裏に記載されている最初の2領の仕上がり日(納品日)は「卯月(4月)十九日」、続く2領は「卯月二十八日」、次の1領は「五月七日」であるが、これに続く6領では、再び「卯月十九日」となっている。また、本資料の後のほうに記されている注文については、「慶八ニいてき慶八ノちやうにうつし申候」などと記され、仕上がり日が翌慶長8年(1603年)の日付になるものも多くあり、それらには「慶八ノちやう(帳)にうつし申候」と記されていることから、慶長7年に出来上がる予定であったが実際には翌年で上がったため、慶長8年の呉服注文をまとめた同様の台帳に転記されたと考えられる。おそらくその場合には、前述の例のように「これはこそこの物」と注記されたのであろう。

また33丁表から35丁表にかけて、「七月廿二日」に注文を受けたものとして記されているものでも、仕上がり日が「慶長七年十二月十二日」になっているものと、「慶長八年卯月十一日」になっているものが見られるように、まとめて注文を受けたものでも、異なる日に仕上がるがあったことがわかる。

43丁の表には記述が抹消扱いされているものがあるが、一つは記述の右側に「こそこの物か」の注記があり、他の一つは注文日と思われる注記が無い。これらは注文日や注文者に関する情報が失わ

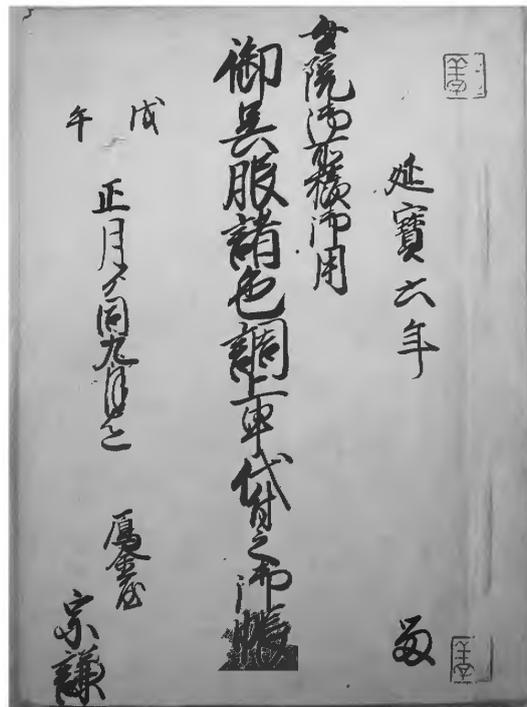
れてしまったために、慶長7年のこの台帳から抹消されたのであろう。

一方、左下に日付の無いものもあり、慶長7年中に注文を受けたが、この台帳に記載された時点でまだ仕上がっていないものもあったと推測される。

これらのことから、表紙に「慶長七壬寅年正月吉日」とあっても、慶長7年正月に作られた台帳という意味ではなく、慶長7年中にでき上がった呉服、またはその予定であった呉服を書きとめた記録であるということがわかる。

更に『御染地之帳』の日付とともに記されている文言に注目してみると、左下の日付の意味合いはひとつでなかったことがわかる。すなわち、日付に続けて「上申候」「上る」「いてき候」「もたせ上候」という表記が見られることである。これは、本書に記された注文品が完成した日付（「上る」「いてき候」と記されるもの）と、顧客に届けられた日付（「上申候」「もたせ上候」と記されるもの）と考えられるが、前者に関しては、完成した呉服が、本資料とは別の「保存用の注文本台帳」に記載されている注文内容と照らし合わせて検品を受けた日付であると考えられる。

本資料とは別に「保存用の注文本台帳」があることが想定される理由は、本資料における筆使いが正書的なものではなく、実用的な速筆的なものであることによる。これに対して『女院御所様御用御呉服諸色調上申付之御帳』（挿図2-1）は、そうした「保存用の注文本台帳」としての性格を持つものと推測される資料の一例である。本資料は、延宝6年（1678年）正月から9月までの間



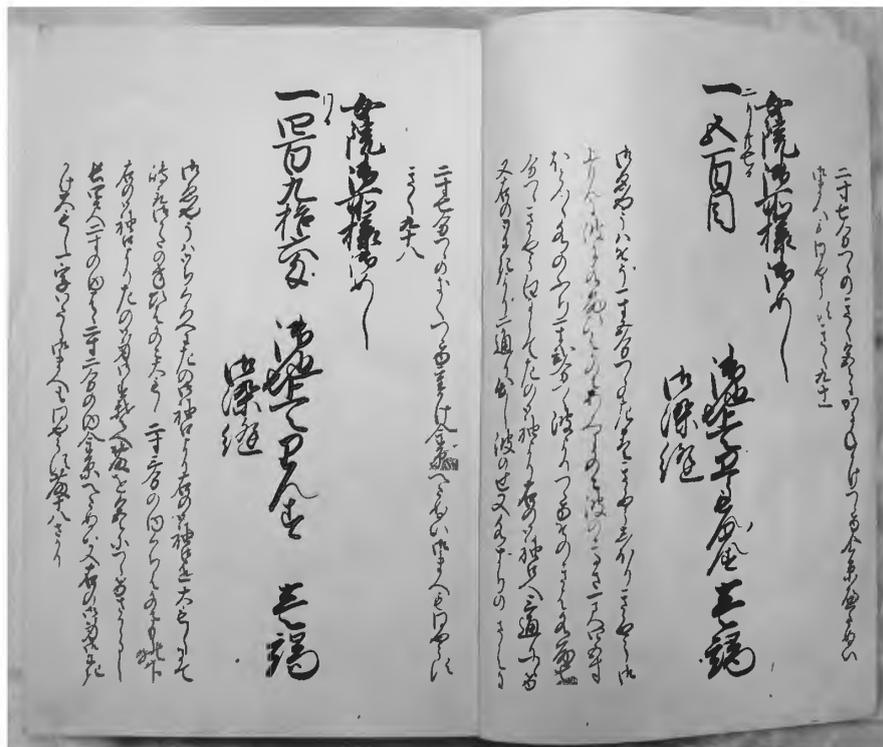
『女院御所様御用御呉服諸色調上申付之御帳』（表紙） 京都国立博物館

長崎巖「江戸時代呉服関係文書の研究 - 呉服注文において呉服屋・顧客間で買われる文書の役割 -」『MUSEUM』634号（東京国立博物館・平成23年10月）より転載

に東福門院から注文を受けた，本人用及びその関係者用の呉服をすべて集録することを目的とした完成品呉服の台帳で，金額と制作された呉服の内容を詳しく記述している（挿図2-2）。墨書の筆致は丁寧でかっちりとしており，公式文書として正書されたものであることが外見からも明らかである^(註6)。

『御染地之帳』の文中には，また，日付とともに，「道柏もちて参上申候」「八月二十六日上申候 与兵へ」「慶長八七月十九日ニもたせ上申候」「卯月二十八日上申候 藤二郎」「八月二十一日上申候 藤二郎使 甚六」「九月二十日ニ上申候 御つるさまの与一郎」「八月廿五日上申候 御みやさま御使ニわかさ様の源七」「五月七日ニ上る 但御ちの人さまよりの御使ニ言伝申候」「七月いまでかわの こうもしへことつて上申候」などとも記されていることから，呉服が完成した後，日付の当日，雁金屋の番頭や手代が品物を注文主（大坂城・千代田城など）に届けたほか，時には道柏自身が自ら届けることもあったことがわかる。

さらに，先方（注文主）からの使いに渡すか，出来上がったことを先方に伝えることもあったと思われる。特に「よとさま」（淀殿）のための注文と考えられる呉服については，出来上りを知らせたことに対し，「大きか御しろにてうけ取」と，先方からの指示が記されている。中には「一と（一度）に上申候」と記すものがあり，出来上がり時期の異なる着物を一度にまとめて届けたこともあったようである。



『女院御所様御用御呉服諸色調上申代付之御帳』（本文） 京都国立博物館

長崎巖「江戸時代呉服関係文書の研究 - 呉服注文において呉服屋・顧客間で買われる文書の役割 -」『MUSEUM』634号（東京国立博物館・平成23年10月）より転載

その他の記述について

本紙左上、注文内容を記したあとに、多くはないが「したへ（下絵）あり」「これは御ゑやうなし」などと記すものが見られるが、これはこの注文内容に沿って下絵や意匠図が描かれる場合と描かれない場合があったことを示唆する。あるいは「したへ」は原寸大下絵であったのかもしれない。

各記述の最初に「上」または「下」と記されているが、注文主または着用予定者として「内ふさま」（徳川家康）と注記されているものにも「下」と記されているものがあることから、これは少なくとも施工前に仕様の質を指示したものではないと考えられる。しかし41丁の裏に、「一、おなし御もやう 二たん」と記す呉服については、右に「内一たん上ノいてき候」と記してあり、二反の品のそれぞれの記述の頭の部分にそれぞれ「上」「下」と記されていることと合わせ考えると、各注文に記された「上」「下」はでき上がった呉服の質を、客観的に評価したものであると推測できる。

40丁の裏に「この御そめ物ハちうもんにかき申さず候 慶八ノさん用日記につけ申とのおほへ」とある呉服は、注文を受けて制作されたものではなく、店内の都合で制作されたものであろうか。顧客からではなく身内の者のための制作であるにも関わらず、その仕様がこのような注文台帳に記載されることがあったことがわかる。

25丁裏から右上に注文者もしくは着用予定者の名前が記される例が続くが、「ひてよりさま」（豊臣秀頼）「ゑとさま」（徳川秀忠正室崇源院）「わかさ様」（京極高次正室常高院）に引き続いて、「御とくさまより御取次」と記すものがあり、奥女中を介して注文主の希望内容を申し送りされたものがあつたことがわかる。それ以外のものは、直接注文主から好みを聞いて仕様書を作ったのであろうか。あるいは、多くの呉服は大奥からまとめて注文したのに対し、このように記されているものは、特に側仕えの女中を介して直に注文したものであろうか。今しばらくの検討が必要である。そのほか、「御遺物」と注記するものが見られるが、これは注文主が着用するものではなく、進物用に注文されたものと推測される。

49丁裏以降の記述には、左下に「四十と申候」「三十五と申候」「百三十と申候」と記され、これらには同じ数字が複数見られることから、受注番号や別の台帳に記載されている呉服の注文番号などではなく、出来上がった呉服の代金（請求金額）と考えられる。

「十月廿二日二うこんさまの新三郎 百五十と申候」の隣に「うり物 一たん 六十五匁 上申候」とあるほか、「政所さま御ふく」と注記するものに「上申候 三十（柵文字）と申候」とあるのに対し、「四てうかミさま御□るの御ふく」と注記するものには、「一たん 七十めと申候」とあり、代金の表示と思われる部分以外の記述の形式が同じであることから、「三十五」「四十」などは三十五匁、四十匁を意味するものと類推される。

しかも、「御うへさまの御ふく」と注記するものでは、「六月廿八日ニしん三郎ニわたし申候 百三十（柵文字）と申候」とあることから、仕上がり品の管理担当者（検品者？）から配達に当たる人物に完成品を渡す際に、注文主に請求すべき代金を伝えたものと思われる。またその際に配達担

当者の名前がこの台帳に記入されたのであろう。そもそもこの台帳は、その年（慶長7年）に仕上がった着物（一部仕上がり予定の着物）を記した台帳であり、呉服は注文順に記載されている。製品が完成した時点で完成日が書き入れられ、上下の質が記入され、やがて配達日に配達担当者名や代金が書き加えられたのであろう。

また、記述の右上に「大坂御うへさまの御ふく」と注記するものは、「卯月廿九日上申候 新三郎 四五と申候」とあり、「四てうかミさまの御ふく」と記すものには「同日新三郎上申候 四十と申候」とあることから、特に身分の高い顧客に対しては、前述のように尾形新三郎自身が仕上がった呉服を届けていたのであろう。

本資料の末尾に付された『売物日記』には、注文主に請求した代金や、実際に徴収できた金額、値引きした金額などが記されているほか、徴収できなかった残金を「つけ」としていることなどが記されている。また、「八十五匆まいり候へともいやと申候てかねかえし申候」と記すものや、「もとり（戻り）申候」と記すものがあることから、注文者の気に入らず返品されたものがあったことがわかる。さらにそれを他の人に横流ししたりといったことも行なわれている。

注文主も様々で、武家や公家、その近習の女性と思われる人々のほか、商家の夫人と思われる人々も注文主として記されている。またいくつか注文して、出来上がってからそのひとつを特定の人物用としたり、「ぬしのなきと申候そめ物なり」と記して、制作後、注文者あるいは使用予定者がわからなくなったものもあったことがわかる。

むすび

以上のように、『御染地之帳』の記述からは、江戸時代初期における武家大奥からの呉服注文に対して呉服商がどのように対応し、製品を制作、納品していたかがわかるほか、その過程で具体的にどのようなことが起こっていたのかも知ることができる。

呉服商による代金の請求が前記のような過程を経て行われるとして、注文主による代金の支払いに関しては、同じく雁金屋呉服関係文書に、寛永元年（1624年）の『女御様御めしの御ふく 同御つかいこそて上申候帳』や、慶長16年（1611年）以降、千代田城大奥の老女刑部や民部を介して行われた呉服代金支払いの受け取り控類なども存在しており、特に呉服の注文だけでなく、代金の請求や支払いなどに関しても、老女または呉服担当係の女性が関与していたと推測される。またその具体的な様子もこれらの資料によって知ることができる。これらについては別に稿を立てて研究の成果を紹介したいと考えている。

註1 川島織物セルコン蔵の寛文4年（1664年）の墨書を持つ呉服注文台帳『萬御呉服繪之留帳』については、「河上繁樹「雁金屋の『御用雛形帳』について」『特別展覧会 花洛のモード』（平成11年・京都国立博物館）で、雁金屋尾形宗謙家のものである可能性も指摘されているが、本資料とともに同じく川島織物セルコン所蔵となっている宝永8年（1711年）の呉服注文台帳『御雛形留帳』が明らかに尾形宗甫のそれであると判断されることから、この資料も尾形宗甫家で作られたものと考えたい。本資料に関しては、表表紙に「御用雛形帳」、内表紙に「萬御呉服繪之留帳」と墨書されており、いずれが当初の名称、あるいはそれに近いものであるかはなお

検討を要するが、ここでは内表紙に墨書された名称を用いる。

- 註2 『小西家旧蔵 光琳関係資料とその研究』では、「雁金屋染物台帳」と呼ばれているが、ここでも前述の理由により、表紙に墨書された名称を用いる。
- 註3 『小西家旧蔵 光琳関係資料とその研究』では、「雁金屋女御和子御用呉服書上帳」と呼ばれているが、表紙にはこのように墨書されている。
- 註4 例として、徳川家康用として注文された胴服にこうした事例が見られる。
- 註5 この点については、右肩に記された日付が、本資料とは別にあった個々の「注文の控」から、注文内容を『御染地之帳』に転記した日付である可能性もある。
- 註6 代金の右上に小さく記されている日付は、同じ月日は何領にも見られることから、それぞれの呉服を注文した日付と考えられる。始めに着用者もしくは用途と、代金、生地、使用技法、員数を大きく記したのち、加飾の内容を具体的に記している。記述は、地色に引き続いて、模様構成を示し、各部分ごとに加飾技法や模様の詳細を記す。